

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和5年6月8日(木) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

上程事項なし

報告事項

第1 墨田区議会正副議長の就任について(資料1)

第2 墨田区議会常任委員会及び議会運営委員会委員名簿、墨田区議会特別委員会委員名簿について(資料2)

第3 副区長の就任について(資料3)

第4 墨田区監査委員の就任について(資料4)

第5 令和4年度定期監査(第2回)等の結果に基づき区長等が講じた措置の公表について(資料5)

5 墨議第 2 1 9 号

令和 5 年 5 月 2 9 日

各部（室・担当・次・局）長
会 計 管 理 者 様

墨田区議会事務局長

小 倉 孝 弘

（公印省略）

墨田区議会正副議長の就任について（通知）

令和 5 年 5 月 2 9 日開会の令和 5 年度墨田区議会定例会招集議会において、
下記のとおり正副議長が就任しましたので、お知らせいたします。

記

職 名	氏 名	住 所	電話番号	所属会派
議長	<small>ふくだ</small> 福田 はるみ	墨田区業平 4-5-16	3618-6125	自民党
副議長	はねだ <small>ふくよ</small> 福代	墨田区墨田 5-29-2	3612-2159	公明党

自民党 = 墨田区議会自由民主党・無所属

公明党 = 墨田区議会公明党

(令和5年5月29日現在)

企画総務 委員会 (8人)	◎しもむら 緑 (自民党)
	○村本 ひろや (共産党)
	小林 しょう (自民党)
	井上 裕 幾 (自民党)
	しみず 良 平 (維・国)
	中村 あきひろ (立憲墨)
	佐藤 篤 (自民党)
	おおこし 勝 広 (公明党)
区民福祉 委員会 (8人)	◎とも 宣 子 (公明党)
	○あべ よしたけ (自民党)
	甲 斐 まりこ (都ファ)
	加藤 ひろき (自民党)
	船橋 けんご (維・国)
	たかはしのりこ (公明党)
	山下 ひろみ (共産党)
福田 はるみ (自民党)	
地域産業都市 委員会 (8人)	◎高橋 正 利 (公明党)
	○大門 しろう (自民党)
	稲葉 かずひろ (自民党)
	遠藤 ミ ホ (立憲墨)
	ちょうなん貴則 (維・国)
	たきざわ 正 宜 (自民党)
	はねだ 福 代 (公明党)
井上 ノエミ (新すみ)	
子ども文教 委員会 (8人)	◎坂井 ユカコ (自民党)
	○おまた 雄 一 (公明党)
	藤崎 こうき (自民党)
	堀 よしあき (自民党)
	桜井 浩 之 (無所属)
	加納 進 (公明党)
	あべ きみこ (墨民主)
としま 剛 (共産党)	
議会運営 委員会 (9人)	◎佐藤 篤 (自民党)
	○たかはしのりこ (公明党)
	あべ よしたけ (自民党)
	大門 しろう (自民党)
	しみず 良 平 (維・国)
	たきざわ 正 宜 (自民党)
	おおこし 勝 広 (公明党)
	としま 剛 (共産党)
欠 員	

(備考)

◎委員長

○副委員長

(自民党) 墨田区議会自由民主党・無所属

(公明党) 墨田区議会公明党

(共産党) 日本共産党墨田区議会議員団

(維・国) 墨田区議会日本維新の会・国民民主党

(立憲墨) 立憲民主党墨田区議団

(墨民主) 墨田民主クラブ

(新すみ) 新しいすみだ

(無所属) 無所属すみだ

(都ファ) 都民ファーストの会墨田区議団

墨田区議会特別委員会委員名簿

(令和5年5月29日現在)

放課後対策・ 情緒障害児等支援対策 特別委員会 (12人)	◎おおこし 勝 広 (公明党)
	○加 藤 ひろき (自民党)
	稲 葉 かずひろ (自民党)
	あ べ よしたけ (自民党)
	おまた 雄 一 (公明党)
	遠 藤 ミ ホ (立憲墨)
	船 橋 けんご (維・国)
	坂 井 ユカコ (自民党)
	はねだ 福 代 (公明党)
	山 下 ひろみ (共産党)
	佐 藤 篤 (自民党)
	井 上 ノエミ (新すみ)
公園の在り方調査・ 災害対策 特別委員会 (10人)	◎藤 崎 こうき (自民党)
	○としま 剛 (共産党)
	甲 斐 まりこ (都ファ)
	大 門 しろう (自民党)
	ちょうなん貴則 (維・国)
	堀 よしあき (自民党)
	中 村 あきひろ (立憲墨)
	福 田 はるみ (自民党)
と も 宣 子 (公明党)	
加 納 進 (公明党)	
自治体DX調査 特別委員会 (10人)	◎たきざわ 正 宜 (自民党)
	○井 上 裕 幾 (自民党)
	小 林 しょう (自民党)
	しみず 良 平 (維・国)
	たかはしのりこ (公明党)
	桜 井 浩 之 (無所属)
	村 本 ひろや (共産党)
	しもむら 緑 (自民党)
	高 橋 正 利 (公明党)
あ べ きみこ (墨民主)	

(備考)

◎委員長

○副委員長

(自民党) 墨田区議会自由民主党・無所属

(公明党) 墨田区議会公明党

(共産党) 日本共産党墨田区議会議員団

(維・国) 墨田区議会日本維新の会・国民民主党

(立憲墨) 立憲民主党墨田区議団

(墨民主) 墨田民主クラブ

(新すみ) 新しいすみだ

(無所属) 無所属すみだ

(都ファ) 都民ファーストの会墨田区議団

5 墨総職第 4 5 5 号
令和 5 年 5 月 2 9 日

各部（室・担当・次・局）長
会 計 管 理 者 } 様

総務部長
岩佐 一郎
（公印省略）

副区長の就任について（通知）

このことについて、下記のとおり就任しましたのでお知らせします。

記

役職名	氏 名	就 任 年 月 日	備 考
副区長	岸川 紀子	令和 5 年 5 月 2 9 日	（前職）企画経営室長

5 墨総職第5 1 4号
令和5年5月29日

各部（室・担当・次・局）長
会 計 管 理 者 } 様

総務部長 岩 佐 一 郎
（公印省略）

墨田区監査委員の就任について（通知）

このことについて、下記のとおり就任しましたので、お知らせします。

記

1 就任者（令和5年5月29日付）

氏 名	住 所	選 任 区 分
加 納 進	東京都墨田区本所四丁目24番5号	区議会議員選出

なお、沖山 仁 前委員は、令和5年4月30日をもって任期満了となりました。

5 墨監第 1 3 5 号
令和 5 年 5 月 2 3 日

墨田区教育委員会教育長
加 藤 裕 之 様

墨田区監査委員 浜 田 将 彰
同 井 尾 仁 志
同 大 清 水 善 信



令和 4 年度定期監査（第 2 回）等の結果に基づき区長等が講じた措置の
公表について（通知）

このことについて、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、下記のとおり
措置結果を公表したので、通知いたします。

記

- 1 公表方法
墨田区告示式による。
- 2 公表日
令和 5 年 5 月 2 3 日
- 3 公表文
別紙のとおり





墨田区監査委員公告第 1 号

令和4年度定期監査（第2回）等の結果に基づき講じた措置について、墨田区長及び墨田区教育委員会教育長からそれぞれ別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和5年5月23日

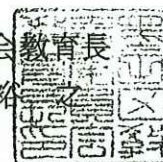
墨田区監査委員	浜田将彰
同	井尾仁志
同	大清水善信



5墨教庶第171号
令和5年4月24日

墨田区代表監査委員
浜田 将彰 様

墨田区教育委員会 教育長
加藤 裕



令和4年度定期監査（第2回）、行政監査及び随時監査の結果の
取扱いについて（報告）

令和5年3月22日付け4墨監第658号により通知のあったこのことについて、
別紙のとおり措置を講じたので報告します。

担当 教育委員会事務局庶務課
庶務・教職員担当
外山 内線5104



令和4年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 定期監査</p> <p>ア 指摘事項</p> <p>(ア) 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあつた。</p> <p>b 事案の決定手続に誤りがあるもの</p> <p>(e) 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあつた。(学務課)</p> <p>(f) 墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則及び墨田区教育委員会事務局文書専決規程に定める教育長が専決を行うものを、課長の専決としているものがあつた。(地域教育支援課)</p>	<p>(e) 事案決定規程どおり、次長決定に修正した。例年行っている事業であっても、毎回、事案決定規程を確認の上、事務を進めるよう課の全職員に指導した。</p> <p>(f) 当該事案に係る文書は、文化財登録の告示であり、総務課に確認したところ、専決者の修正を行うために既に告示されているものを無効にすることは望ましくない旨の回答があつた。今後このようなことが無いよう、起案時及び決裁時に墨田区事案決定規程を確認し、適正に処理するよう徹底した。</p>

令和4年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 事務の適正な執行とそのための取組について</p> <p>特殊勤務手当の誤支給については、定期監査（第1回）に続き確認された。過去に同事案が発生した課においては再発防止の効果も見て取れるところではあるが、今後も同様のミスを繰り返さないよう、区全体としての取組を継続するよう要請するものである。</p> <p>さらに、今回は、補助金等の決定手続の誤りが数件認められた。これらは、補助金等の交付額の誤算定が主なものであり、その額はいずれも数百円から1万円程度までの比較的少額で、区民に多大の影響を与えるものではないにせよ、交付額の算定を誤ることは、重大なミスである。当該課はもちろんのこと、補助金を所管する全ての課においても、同様の事案が自らの組織でも起こり得るものとして真摯に受け止め、十分なチェック体制整備を再確認されたい。</p> <p>そのほか、指導・注意事項としても多数の事案が発生していることから、職員の不注意や制度の理解不足等に起因するミスは、相変わらず多く存在していると考える。</p> <p>地方自治法改正によって内部統制制度導入が特別区では努力義務とされて以来、区がいち早くその体制整備に取り組むなど積極的な姿勢をとっていることは、評価をしているところである。また、内部統制は、一朝一夕に実現できるものではなく、</p>	<p>(1) 事務の適切な執行とそのための取組について</p> <p>指摘事項の事案となった「事案決定手続きの誤り」については、制度や根拠規定等を理解しないまま事務を進めていることが要因であると分析している。また、指導・注意事項については、休暇等に係るシステム入力誤りや、執行手続に係る記帳漏れや記帳誤りなど、職員の不注意による事案が散見された。</p> <p>特に、事案決定区分の誤りについては、事務事業を進める上での根幹をなしているものであるという重要性を再認識するよう、改めて全職員に周知するとともに、入力誤りや記載漏れ等についても、内部統制による組織的なチェック体制を強化するなど、引き続き、管理監督者による適切な指導を繰り返し行っていく。</p>

具体的な成果を見るには多くの課題を克服する必要があると考えており、不適正な事例が年を経ても減っていく傾向が見られないのは、区が取組がまだ道半ばであることを示しているといえる。

特に、職員一人一人の意識変革が進んでいないのではないかと感じている。今後、真に実効性のある対策が講じられ、その取組の成果が結ばれることを期待する。

(2)「職場における人材育成の取組」について

新型コロナウイルス感染症、少子高齢化など大きく変貌する社会経済情勢の中で、区民ニーズは大きく膨らみ複雑になっている。職員には、こうした状況に真摯に向き合い、課題を的確に把握し、解決していく力量の形成が求められており、そのような職員を育成できるか否かが区民生活の未来を大きく左右すると言っても過言ではない。

行政監査の結果、各職場においては、人材育成の明確な方針の下、職員に対して的確な指導を行うとともに、知識・技術の向上を図るための研修を積極的に受講させている。そして、それらを通して個々の職員が得たものを、担当事務や職層の枠に留まらず職場内で共有しているほか、常に問題意識を持ち仕事を変革していくチャレンジ精神の醸成や未経験の分野に対しても果敢に挑む職員気質の向上に取り組んでいることを確認できた。

また、区では、近年、民間企業を含む他団体との人事交流も行っており、そこから得られる貴重な知見が、職員の糧となり、区民の立場に立ち区民の目線で問題解決に当たることができ

(2)「職場における人材育成の取組」について

教育委員会事務局においても、「職員育成基本方針」に基づき、職員への的確な指導や、研修受講の勧奨など、本方針を全職員が共有しながら職員育成を行っている。特に、職員の育成に取り組む上で、職場の管理監督者である部長及び課長の役割は大きいことから、リーダーシップを発揮していくとともに、係長とも連携しながら、引き続き、本方針の目的である「どこよりも魅力的で持続可能な墨田区」の実現に向けた職員の育成を行っていく。

る職場拡大の種にもなるものと考える。

これらの取組は、今後の新たな行政ニーズに対応するだけでなく、DXの推進やSDGsの達成に向け、これからの区政のあるべき姿を主体的に考え、実現していくことができる職員を育むのに役立つものと期待するものである。

「職員育成基本方針」で定めている、フットワーク、ヘッドワーク、チームワーク、ネットワークの4つのワークを十分に発揮して、区民のためにチャレンジする職員を育成することにより、職員一人一人が輝き活躍することが、区の更なる発展につながるものと考える。したがって、今後とも、職員育成には、同方針に基づき引き続き注力を惜しまず努められたい。